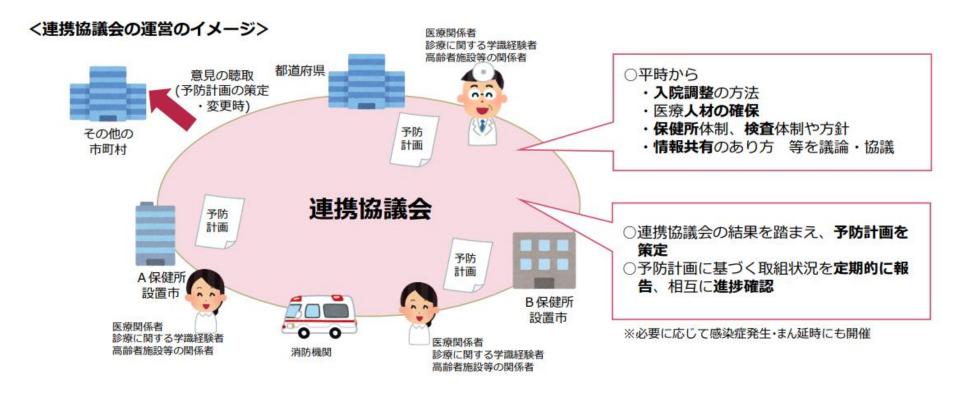


三重県感染症対策連携協議会について

三重県感染症対策連携協議会について

三重県感染症対策連携協議会について

改正感染症法(令和4年12月公布)に基づき、県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関から構成される三重県感染症対策連携協議会を設置し、平時から、感染症の予防及びまん延の防止のための施策の実施にあたっての連携協力体制を推進するとともに、感染症対策推進のための必要な情報の共有および、本計画の取組状況等について毎年報告を行うことで、感染症対策の検証・改善を図ることを目的とする。



三重県感染症対策連携協議会の位置づけについて

感染症部会

(感染症予防計画、医療計画策定、平時の感染症対策)

健康危機管理部会

(有事の感染症対策)

新型コロナウイルス感染症対策協議会

(新型コロナウイルス感染症対策)

予防接種部会

